

## ふるさと選手活動支援事業交付要項

### 1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

### 2 補助対象

- (1) 九州ブロック大会、国民体育大会に出場し、活躍が期待されるふるさと選手
- (2) ふるさと選手制度を活用する競技団体

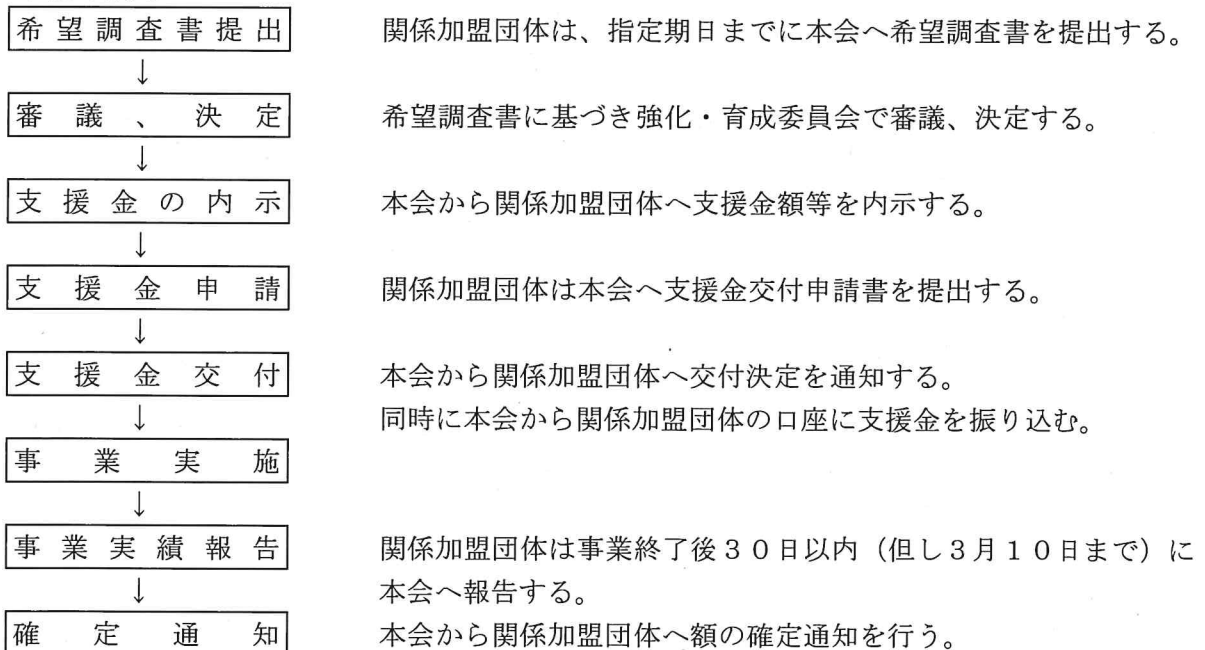
### 3 支援対象経費 ※領収書の宛名は、個人名と競技団体名とする。

- (1) 交通費
  - (2) 宿泊費 県内一泊9,800円(税込)、県外一泊10,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、支援対象外とする。
  - (3) 旅行雑費 県内一日200円・県外一日1,100円とする。
  - (4) 役務費 通信運搬料、振込手数料等、傷害保険料(ふるさと選手のみ)等
  - (5) 需用費 印刷製本費、事務用消耗品等 ※競技団体のみ
- ※領収書の宛名は、個人名(ふるさと選手のみ)、競技団体名とする。

### 4 支援対象者、対象団体の決定

関係競技団体の希望調査書に基づき強化・育成委員会で決定する。

### 5 事務手続き



6 支援金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、令和4年4月1日から施行する。